

## 平成 28 年度定期監査指摘事項等についての措置状況通知書

平成 28 年度定期監査における指摘事項等については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：教育委員会)

指 摘 事 項・意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p><b>【指摘事項】</b> (億小学校)</p> <p>①平成 27 年度消耗品（フラットファイル）購入（契約締結伺・支出負担行為書の決裁日は 4 月 27 日）について、単価契約物品を購入する場合は契約業者から購入することになっているが、契約業者以外のものから購入していた。</p> <p>②平成 27 年度医薬材料費の購入について、次のような不備があった。</p> <p>ア 平成 27 年 10 月 28 日に納品確認を行った保健室医薬品（マキロン S ほか）について、事後的に、平成 27 年 10 月 30 日付で執行伺書から契約締結伺・支出負担行為書までの起票・決裁を行っていた。</p> <p>イ 平成 27 年 12 月 22 日に納品確認を行った保健室医薬品（パテックス、ケアリーブほか）について、事後的に、平成 28 年 1 月 7 日付で執行伺書から契約締結伺・支出負担行為書までの起票・決裁を行っていた。</p> <p>(高岡小学校)</p> <p>①理科室の劇物（塩酸、水酸化ナトリウム）について、薬品台帳と在庫量の照合は月に 1 回行うべきところ、薬品台帳には平成 27 年度は年 4 回（平成 27 年 4 月 24 日、9 月 2 日、10 月 9 日、平成 28 年 2 月 1 日）の照合記録しかなかった。</p> <p>②平成 27 年度消耗品（クラフト封筒 長 3 100 枚入）購入（契約締結伺・支出負担行為書の決裁日は平成 27 年 4 月 30 日）について、単価契約物品を購入する場合は契約業者から購入することとな</p>	<p>消耗品を購入する場合は、単価契約物品リストの確認を十分行い、必ず契約業者から購入することを徹底する。</p> <p>予算の執行については、財務規則に基づき、適切な事務処理に努める。</p> <p>劇薬については、毎月末、その他の薬品については、学期に 1 回担当者が計量し、台帳と在庫量のチェックをし押印する。その後、教頭や校長が確認をし、押印をするよう改善した。</p> <p>消耗品を購入する場合は、単価契約物品リストの確認を十分行い、必ず契約業者から購入することを徹底する。</p>

っているが、契約業者以外のものから購入していた。

(清武小学校)

- ①理科室薬品の管理について、毒劇物は薬品台帳と在庫量の照合を月に1回行うべきところ、塩酸、水酸化ナトリウム、メタノール、過酸化水素の薬品台帳には、平成27年度6回(平成27年7月14日、9月2日、12月7日、平成28年1月12日、2月15日、3月18日)の照合記録しかなかった。また、平成28年度は4月の照合記録がなかった。
- ②平成27年度消耗品(本:「SHARKS サメ海の王者たち」ほか)購入(契約締結伺・支出負担行為書の決裁日は平成27年8月3日、支出負担行為額366,140円)について、宮崎市長の権限に属する事務の補助執行に係る専決の特例に関する規程において学校長が専決できる物品の購入は1件30万円未満と規定されているにもかかわらず、学校長が専決し執行していた。また、請書が提出されていなかった。

(加納小学校)

- ①学校関係者(生徒の親族など)の葬儀に係る教職員からの弔電(私用電報料)について、事由が生じたら当事者から即時に現金を受領し、財務規則の規定に基づいて直ちに金融機関に払い込むべきところ、平成27年4月1日分を4月23日に、8月11日分を8月17日に振り込んでいた。

(憶中学校)

- ①学校関係者(生徒の親族など)の葬儀に係る教職員からの弔電(私用電報料)について、事由が生じたら当事者から即時に現金を受領し、財務規則の規定に基づいて直ちに金融機関に払い込むべきところ、平成27年4月2日分を4月30日に、5月1日分を5月26日に振り込んでいた。

(大塚中学校)

- ①学校関係者(生徒の親族など)の葬儀に係る教職員からの弔電(私用電報料)について、事由が生

今後は、毒劇物については、薬品台帳と在庫量の照合を毎月1回行うことを徹底する。

今後は、「宮崎市長の権限に属する事務の補助執行に係る専決の特例に関する規程」に基づき、適正な財務処理を行う。

今後は、財務規則に基づき、速やかに振り込む。

また、私用電報については、学校の電話以外で対応することも職員に周知した。

今後は、財務規則に基づき、速やかに振り込む。

今後は、財務規則に基づき、速やかに振り込む。

じたら当事者から即時に現金を受領し、財務規則の規定に基づいて直ちに金融機関に払い込むべきところ、平成27年4月5日分を4月22日に振り込んでいた。

(高岡中学校)

①理科室の毒劇物の管理・記録について、次のような不備があった。

ア 毒劇物については、薬品台帳と在庫量の照合を月に1回行うべきところ、平成27年度に1回しか実施していなかったもの(塩酸、硫酸、硝酸、アンモニア水、過酸化水素水、エタノール、酢酸、塩化バリウム、酢酸鉛、塩化亜鉛、塩素酸カリウム、水銀、さらし粉、過酸化ナトリウム、亜硝酸ナトリウム、ヨウ素、ナトリウム、水酸化バリウム、水酸化ナトリウム、硝酸銀)や、1回も実施していなかったもの(硫酸銅(II)、塩化第二銅)があった。平成28年度においても、同様の不備が多数あった。

イ 劇物については、使用の都度、薬品台帳に記録すべきところ、アンモニア水について、平成27年5月15日に3年生の実験で使用したときの「使用者または点検者印」がなかった。また、硝酸銀について、平成27年3月に3年生の実験で使用したときの「月日」「使用量」「現在量」の記入がなかった。

ウ 毒劇物は堅固な保管庫に保存することとなっているにもかかわらず、医薬用外劇物の表示はされていたが、作り付けの木製家具(鍵付)に保管されていた。

(田野中学校)

①理科室薬品管理について、次のような不備があった。

ア 薬品保管庫内部の転倒防止措置を講じるべきところ措置されていないものがあった。

イ 薬品保管庫に保管すべき薬品(塩酸1瓶)が薬品保管庫外に放置されていた。

また、私用電報については、自宅等の電話を使うなど対応をしていくことを職員に周知した。

今後は、劇毒物については、薬品台帳と在庫量の照合を月に1回必ず実施する。

不備のあった箇所については、記載をする等適切に処理をした。

新しい堅固な保管庫は、平成29年度の予算で購入予定。そのため、今年度は、毒劇物は、理科準備室の金庫に保管をした。

プラスチックの仕切板付きのコンテナで、転倒防止策を講じる。薬品を取り扱った後は、必ず保管庫に戻すことを徹底する。また、複数職員で確認することで適切な薬品

- ウ 薬品（毒劇物）の残量と管理台帳の照合は月に1回行うべきところ、すべての薬品において実施した記録がなかった。
- エ 薬品管理台帳には新規登録購入量、使用量、廃棄量、残保有量、氏名を記入することになっているが、必要事項の記載がなく、減少が使用によるものなのか廃棄によるものなのか確認できなかった。

（清武中学校）

- ①理科室薬品の管理について、次のような不備があった。
  - ア 劇物（硝酸カリウム、硫黄、水酸化カルシウム、二酸化マンガン、炭酸水素ナトリウム）について、使用量を誤って薬品台帳に記載していた。
  - イ 地震等による保管容器の衝突や転倒を防止するため、砂敷きや仕切板の挿入など転倒防止措置を講じる必要があるが、劇物（硝酸銀ほか）について砂敷きが行われていたものの容器衝突を防止する措置としては不十分なものとなっていた。

管理を行う。  
毒劇物の残量と台帳の照合を、月に1回実施することを徹底する。

記載漏れについては、記載を行った。今後は、管理職による確認を徹底することで薬品の適切な管理を行う。

記載誤りについては、訂正印を押し、正しい使用量を記載した。

理科用の仕切板付きの薬品整理箱を7月中に購入し、薬品管理の安全策を講じる。

平成 28 年 7 月 19 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市教育委員会 教育長 二見俊一

